

# 雲南市立病院経営強化プランの概要

## 第1章 経営強化プラン策定にあたって …………… P. 1～2

令和4年3月、総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が発出され、病院事業の経営強化に総合的に取り組むことを求めました。当院が地域の基幹病院として、地域住民に対し安心安全な医療を持続的に提供できるよう、果たすべき役割を明確化した上で、経営の健全化にも取り組む指針として『雲南市立病院 経営強化プラン』を策定しました。

## 第2章 計画対象期間…………… P. 3

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 第3章 当院の基本情報…………… P. 3～4

当院の基本理念や病床数、職員数等を掲載しています。

## 第4章 当院の経営状況…………… P. 5～6

当院の直近5か年の収支状況と主要稼働指標を掲載しています。

## 第5章 前プランの達成状況等について …………… P. 7

平成27年3月に総務省から公表された新公立病院改革ガイドラインに基づき、果たすべき役割と経営効率化を主軸とした「雲南市立病院新公立病院改革プラン」（平成28年度～令和2年度）を策定しました。策定後は、毎年、病院側の自己評価を踏まえ、外部評価委員会で進捗状況の点検・評価を行い、客観性を確保しながら各取り組みを着実に実行してきました。

## 第6章 当院を取り巻く外部環境…………… P. 8～11

今後、当院の果たすべき役割を考える上で、雲南二次医療圏域及び雲南市の人口推計や高齢化率、医療提供体制などの客観的なデータや現状を掲載しています。

## 第7章 経営強化プランにおける基本方針…………… P. 11～12

策定にあたっての基本的な考え方や5つの基本方針を掲載しています。

## 第8章 基本方針達成のための取り組み項目一覧（果たすべき役割） …………… P. 13～15

地域における中核的な役割を継続し、近隣の医療機関との連携、地域医療への貢献をしていくために、当院が持続可能な経営をしていくための具体的な5つの基本方針を定め、その方針における実施計画及び取り組みの方向性をまとめました。

基本方針1 「雲南医療圏域での中核病院（基幹病院）としての役割を果たす」
--------------------------------------

実施計画

1. 機能分化と連携強化を図り、雲南圏域の基幹病院として急性期医療の中心的な役割を担い、雲

南圏域から期待され求められる医療を提供する

2. 松江・出雲などの隣接する圏域の医療機関との更なる連携体制の充実を図る
3. 「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するため、医療・介護・福祉の多職種連携を深化させ、多様な医療ニーズに対応する
4. 当院のかかりつけ医機能の充実を図り、健康寿命延伸に向けて健康づくりや介護予防を推進する

#### 基本方針2「医師・看護師等の医療職の育成・確保を推進するため継続的な人材育成」

##### 実施計画

1. 雲南圏域内の医療従事者の育成と確保に努め、安定した地域医療の提供に努める
2. 質が高く安心安全な医療を提供するため、多種多様な職種が専門性を発揮し、チーム医療を推進する
3. 多様なライフステージに対応し、安心できる勤務環境整備を行い働きたい環境を構築する
4. 地域全体で総合診療医の育成に取り組む

#### 基本方針3「5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、小児医療、周産期医療）及び在宅医療と新興感染症対策」

##### 実施計画

1. 圏域内で5事業の中心的役割を担い、機能分担や連携体制の強化に取り組むなど、安心安全な医療提供体制を構築する
2. 病診連携及び介護連携体制を実現し、在宅医療の推進を図る
3. 附属掛合診療所を中心に掛合・吉田地区の医療提供体制を継続する
4. 地域ケアの実践による地域貢献に取り組み、住民・患者満足度の向上に努める
5. 新興感染症などの感染症対策は公立病院の重要な役割であることから、感染指定医療機関として圏域内の中核的役割を担う

#### 基本方針4「地域医療連携推進法人を核とした役割・機能の最適化と連携強化及び、地域包括ケアシステムの推進」

##### 実施計画

1. 地域医療連携推進法人への他団体等からの参加を働きかけ、連携の拡充を図る
2. 雲南圏域に必要とされる医療機能の提供および機能集約と機能分担を明確にしたバックアップ体制の構築を図る
3. 医師・看護師などの医療職を派遣できる体制を構築する
4. 行政や関連施設との連携と協働による、地域包括ケアシステムの構築を推進する

#### 基本方針5「健全経営に徹し良質な医療提供が持続可能となる経営基盤の確立」

##### 実施計画

1. IT化の取組等を推進し、利便性の高まる診療体制の構築を図る
2. 高齢化と人口減少を踏まえ、病床利用率のみに依存しない、安定した患者の確保と診療単価からなる新たな収益構造（DPC制度）の構築を進める
3. 施設・設備の適正管理のため、各種計画を策定する

4. タスク・シフト、タスク・シェアやICTの活用等により、医師の働き方改革に取り組む

## 第9章 経営強化プランにおける（基本方針達成のための）具体的取組み…………… P.16～23

1. 地域医療構想を踏まえた当院の役割
2. 機能分化・連携強化
3. 担うべき医療機能（5疾病5事業と在宅医療）
4. 地域包括ケアシステムの構築に向けて病院が果たすべき役割
5. 新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組み
6. 住民理解のための取組み

## 第10章 医師・看護師等の確保と働き方改革…………… P.24～30

1. 医療従事者の安定確保（若手医師の確保、教育・研修制度の充実とスキルアップ）
2. 医師の働き方改革への取組み
3. 医師・看護師等の派遣
4. タスクシフティングなど

## 第11章 経営形態の見直し…………… P.30

当院は、平成23年度から地方公営企業法全部を適用しています。これまで、経営改善が図られ、健全な経営状況であり、現行の地方公営企業法の全部適用の経営形態を維持します。

## 第12章 施設・設備の最適化等…………… P.31～32

1. 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
2. 医療DXの推進

## 第13章 経営の効率化…………… P.33～40

本プランの計画期間において、新本館棟建設工事に係る企業債の償還が本格的に始まることや、医療スタッフ確保による人件費の増額、昨今の材料費や経費の高騰、新本館棟建設に係る減価償却費の計上などにより経常収支の黒字化は厳しい状況ですが、これまで同様キャッシュフローを重視した経営を継続し、企業債償還金の負担増などに耐え得る経営基盤の確立を行ってまいります。内部留保資金の取崩しを最小限にするため、これまで以上に収益増加、費用削減の取組みを行います。

○以下の項目の経営指標に係る数値目標を掲げ、経営強化に努めます

1. 収支改善に係る数値目標（経営指標、収入確保、費用削減に係るもの）
2. 経営の安定性に係るもの（医師数、職員数、企業債償還金と一般会計出資金）
3. 一般会計負担の考え方（現行の基準、一般会計繰出金の推移）
4. 収支計画（5ヶ年）

## 第14章 経営強化プランの点検・評価・公表…………… P.41

プラン策定後の点検・評価に関しては、その客観性・透明性を確保するため、医療介護、福祉関係者や住民代表者で組織した「雲南市立病院経営強化プラン評価委員会」を設置し、病院側の自己評価を踏まえ、点検・評価を行うものとします。また、進捗・達成状況等は、病院ホームページ等において公表していきます。

## 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

### 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

### 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建設等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。

### 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

### 第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。

### 公立病院経営強化プランの内容

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化**
  - ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
  - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
  - ・ 機能分化・連携強化
    - 各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革**
  - ・ 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
  - ・ 医師の働き方改革への対応
- (3) 経営形態の見直し**
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組**
- (5) 施設・設備の最適化**
  - ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
  - ・ デジタル化への対応
- (6) 経営の効率化等**
  - ・ 経営指標に係る数値目標